

保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

○ 平成25年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

(厚生労働省保険局医療課医療指導監査室公表資料：平成27年1月30日)

- 1 指導の実施状況
- 2 適時調査の実施状況
- 3 監査の実施状況
- 4 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の実施状況
- 5 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒
- 6 返還金額の状況
- 7 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況等
- 8 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況等（都道府県別）
- 9 保険医療機関等取消等状況

○ 東北管内 指導・適時調査の実施状況

(東北厚生局：平成27年2月末現在)

- 1 個別指導の実施状況
- 2 新規個別指導の実施状況
- 3 集団的個別指導の実施状況
- 4 適時調査の実施状況

平成 25 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1, 563件	1, 400件	1, 437件	4, 400件
保 険 医 等	8, 166人	2, 126人	1, 905人	12, 197人

(2) 新規指定個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 104件	1, 557件	2, 509件	6, 170件
保 険 医 等	2, 475人	1, 822人	3, 383人	7, 680人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4, 775件	5, 003件	3, 967件	13, 745件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 453件	12件	43件	2, 508件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	37件	47件	10件	94件
保 険 医 等	101人	98人	33人	232人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	7件	12件	1件	20件
	指 定 取 消 相 当	30件	9件	0件	39件
	計	37件	21件	1件	59件
保 険 医 等	登 録 取 消	9人	16人	1人	26人
	登 録 取 消 相 当	0人	0人	0人	0人
	計	9人	16人	1人	26人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 30件 (保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等)
- (2) その他 29件

6. 返還金額の状況

返還金額は、146億1,167万円であった。

- ・ 指導による返還分 34億1,903万円
- ・ 適時調査による返還分 61億7,508万円
- ・ 監査による返還分 50億1,756万円

7. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況等

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	21	22	23	24	25	年度	21	22	23	24	25
個別指導	医科	1,227	1,399	1,428	1,553	1,563	医師	1,937	2,282	5,993	5,074	8,166
	歯科	1,337	1,341	1,253	1,358	1,400	歯科医師	1,447	2,040	1,900	1,854	2,126
	薬局	1,102	1,321	1,274	1,391	1,437	薬剤師	1,266	1,698	1,836	2,245	1,905
	計	3,666	4,061	3,955	4,302	4,400	計	4,650	6,020	9,729	9,173	12,197
新規個別指導	医科	2,387	2,219	2,039	2,205	2,104	医師	2,494	2,472	2,297	2,939	2,475
	歯科	1,357	1,390	1,390	1,522	1,557	歯科医師	1,426	1,521	1,607	1,921	1,822
	薬局	1,955	2,263	2,205	2,376	2,509	薬剤師	2,259	2,721	3,052	3,588	3,383
	計	5,699	5,872	5,634	6,103	6,170	計	6,179	6,714	6,956	8,448	7,680
集個別的指導	医科	5,183	5,332	4,742	4,835	4,775						
	歯科	4,713	5,027	5,043	5,085	5,003						
	薬局	3,358	3,668	3,769	3,702	3,967						
	計	13,254	14,027	13,554	13,622	13,745						
適時調査	医科	1,824	2,099	2,124	2,217	2,453						
	歯科	54	0	10	22	12						
	薬局	62	18	140	170	43						
	計	1,940	2,117	2,274	2,409	2,508						
監査	医科	39	98	100	53	37	医師	112	263	225	147	101
	歯科	35	47	45	35	47	歯科医師	86	134	96	78	98
	薬局	11	14	16	9	10	薬剤師	25	38	39	17	33
	計	85	159	161	97	94	計	223	435	360	242	232
取消	医科	3	8	20	42	37	医師	2	7	10	12	9
	歯科	13	12	21	22	21	歯科医師	14	13	21	24	16
	薬局	0	2	4	8	1	薬剤師	0	0	3	6	1
	計	16	22	45	72	59	計	16	20	34	42	26

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		21	22	23	24	25
保険者等からの情報提供		11	12	26	38	30
その他		5	10	19	34	29
合計		16	22	45	72	59

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	合計	
21	212,360	91,543	257,138	561,041	—
22	273,106	161,291	320,000	754,397	193,356
23	207,754	63,513	558,133	829,401	75,004
24	405,599	175,799	722,491	1,303,890	474,489
25	341,903	501,756	617,508	1,461,167	157,277

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				通時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	29	14	11	54	45	19	37	101	276	243	173	692	202	0	0	202	0	3	0	3
02 青森	12	23	23	58	17	9	17	43	40	42	45	127	47	0	0	47	1	0	0	1
03 岩手	1	11	10	22	10	14	17	41	48	48	45	141	44	0	0	44	0	1	2	3
04 宮城	43	35	43	121	39	24	54	117	84	86	83	253	70	0	0	70	0	4	0	4
05 秋田	26	18	21	65	17	10	25	52	32	36	42	110	39	0	0	39	0	0	0	0
06 山形	32	21	21	74	17	8	29	54	33	40	42	115	36	0	0	36	0	1	0	1
07 福島	19	6	35	60	21	9	29	59	64	73	65	202	64	0	0	64	0	1	0	1
08 茨城	46	53	38	137	40	25	54	119	63	108	82	253	43	0	0	43	0	0	0	0
09 栃木	25	34	25	84	20	21	39	80	62	75	56	193	34	0	0	34	1	3	0	4
10 群馬	28	33	28	89	24	14	49	87	78	68	54	200	40	0	0	40	0	0	0	0
11 埼玉	68	84	79	231	98	106	132	336	167	205	182	554	36	0	0	36	3	1	0	4
12 千葉	69	31	65	165	81	80	104	265	174	245	160	579	45	0	0	45	0	1	0	1
13 東京	67	131	95	293	349	266	292	907	636	793	445	1,874	107	0	0	107	6	2	2	10
14 神奈川	79	138	134	351	173	116	168	457	316	252	259	827	53	0	0	53	0	0	0	0
15 新潟	47	22	40	109	39	33	45	117	39	95	82	216	39	0	0	39	0	0	0	0
16 山梨	15	16	16	47	7	16	35	58	24	34	31	89	24	0	0	24	0	2	0	2
17 長野	41	39	32	112	24	12	40	76	92	82	40	214	46	0	0	46	1	1	0	2
18 富山	22	18	13	53	7	8	22	37	30	36	28	94	40	0	0	40	0	0	0	0
19 石川	26	20	17	63	12	7	19	38	37	40	32	109	42	0	0	42	1	0	0	1
20 岐阜	15	20	10	45	26	15	18	59	68	76	70	214	16	0	0	16	1	1	1	3
21 静岡	26	57	40	123	91	39	111	241	120	141	120	381	40	0	0	40	1	3	0	4
22 愛知	64	62	84	210	109	98	133	340	275	277	215	767	61	0	1	62	1	2	0	3
23 三重	41	32	27	100	25	24	33	82	68	52	54	174	41	0	0	41	1	0	0	1
24 福井	20	12	9	41	10	3	13	26	23	19	19	61	33	0	0	33	0	0	0	0
25 滋賀	26	21	19	66	12	14	24	50	34	45	38	117	30	0	0	30	0	1	0	1
26 京都	17	14	32	63	40	26	43	109	104	106	39	249	65	0	0	65	1	1	0	2
27 大阪	42	47	17	106	191	144	222	557	538	430	271	1,239	100	0	0	100	5	4	2	11
28 兵庫	20	12	19	51	111	70	86	267	291	235	181	707	62	0	0	62	2	4	0	6
29 奈良	39	28	18	85	26	25	25	76	42	42	35	119	38	0	0	38	2	0	0	2
30 和歌山	35	22	16	73	19	16	16	51	38	34	31	103	36	0	0	36	0	0	0	0
31 鳥取	14	10	11	35	5	1	8	14	16	20	20	56	22	0	0	22	0	1	1	2
32 島根	20	9	10	39	17	7	29	53	29	18	22	69	26	0	0	26	0	0	0	0
33 岡山	19	5	9	33	63	28	40	131	0	0	57	57	60	0	0	60	0	0	0	0
34 広島	16	7	45	68	42	37	50	129	0	124	114	238	142	12	42	196	0	1	0	1
35 山口	27	19	29	75	19	20	30	69	34	54	58	146	54	0	0	54	0	0	0	0
36 徳島	27	18	14	59	10	7	30	47	36	34	30	100	54	0	0	54	0	0	0	0
37 香川	28	20	20	68	18	7	35	60	35	36	39	110	44	0	0	44	4	1	0	5
38 愛媛	50	28	22	100	20	10	31	61	76	55	41	172	60	0	0	60	1	1	0	2
39 高知	20	15	15	50	7	5	19	31	31	27	28	86	51	0	0	51	0	0	0	0
40 福岡	55	45	72	172	78	71	114	263	222	227	204	653	90	0	0	90	1	0	0	1
41 佐賀	24	17	20	61	13	8	10	31	36	35	40	111	40	0	0	40	0	0	0	0
42 長崎	40	28	27	95	21	14	35	70	69	59	54	182	53	0	0	53	1	1	0	2
43 熊本	53	32	25	110	21	19	35	75	65	65	58	188	44	0	0	44	0	0	0	0
44 大分	39	21	20	80	12	13	18	43	54	44	42	140	30	0	0	30	0	2	1	3
45 宮崎	23	12	14	49	12	2	21	35	53	31	41	125	36	0	0	36	1	1	1	3
46 鹿児島	39	16	28	83	20	12	51	83	74	66	65	205	44	0	0	44	0	3	0	3
47 沖縄	29	24	19	72	26	25	22	73	49	50	35	134	30	0	0	30	2	0	0	2
合計	1,563	1,400	1,437	4,400	2,104	1,557	2,509	6,170	4,775	5,003	3,967	13,745	2,453	12	43	2,508	37	47	10	94

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消 (相当)年月日	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消 (相当)年月日
北海道	グレース歯科医院	歯	H25.9.18	1,347千円	付増請求、振替請求、 二重請求、重複請求、 その他の請求	石岡 敏雄	H25.9.18
北海道	医療法人社団審美会 ライオンズ歯科	歯	H26.3.3	5,492千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	坂本 洋介	H26.3.3
北海道	レオ歯科	歯	H26.3.3	9,495千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	川島 照幸	H26.3.3
宮 城	さとうたけし歯科医院 (H25.11.1廃止)	歯	(H25.11.22)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	佐藤 健	H25.11.22
宮 城	清水沢いまいずみ歯科クリニック	歯	H26.3.21	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	今泉 聡	H26.3.21
福 島	医療法人那須高原心臓消化器研究会 新白河 中央病院	医	H25.4.1	精査中	その他の請求、虚偽報告	-	-
福 島	どうまえ鈴木歯科クリニック	歯	H25.9.19	12,647千円	付増請求、振替請求	-	-
埼 玉	北浦和整形外科内科 (H25.11.30廃止)	医	(H25.12.20)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-
埼 玉	上小町整形外科内科 (H25.11.30廃止)	医	(H25.12.20)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-
埼 玉	佐藤整形外科内科 (H25.11.30廃止)	医	(H25.12.20)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-
埼 玉	マサヤ歯科クリニック (H24.7.26廃止)	歯	(H25.5.24)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	-	-
千 葉	江島小児科内科医院	医	H25.4.17	3,283千円	架空請求、付増請求	江島 薫	H25.4.17
東 京	聖蹟桜ヶ丘眼科 (H25.3.31廃止)	医	(H25.5.24)	精査中	振替請求	-	-
東 京	小川歯科クリニック (H23.4.30廃止)	歯	(H25.5.24)	3,499千円	架空請求、付増請求、 二重請求	小川 廣純	H25.5.24
東 京	あきる野デンタルクリニック (H25.9.30廃止)	歯	(H25.10.25)	精査中	その他の請求	-	-
神奈川	たけだ歯科クリニック	歯	H25.10.25	精査中	架空請求、付増請求	武田 充靖	H25.10.25
愛 知	医療法人松陽会 松浦病院 (H25.11.30廃止)	医	(H25.12.10)	1,493,515千円	その他の請求、虚偽報告	-	-
富 山	西島歯科医院 (H23.8.26廃止)	歯	(H25.4.11)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	西島 泰人	H25.4.11
岐 阜	水谷歯科医院	歯	H26.3.13 【執行停止中】	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	水谷 隆	H26.3.13
福 井	安土病院 (H25.7.31廃止)	医	(H25.8.1)	329,176千円	架空請求、付増請求、 その他の請求、虚偽報告	安土 忠義	H25.8.1
京 都	京都市壬生診療所 (H25.3.31廃止)	医	(H25.11.15)	精査中	付増請求	荘子 豊	H25.11.15
大 阪	なかのクリニック[CL] (H20.5.31廃止)	医	(H25.7.12)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	しらす眼科[CL] (H21.9.30廃止)	医	(H26.2.21)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	くぼた眼科[CL] (H25.10.1辞退)	医	(H25.11.15)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	おぐらクリニック[CL] (H20.5.31廃止)	医	(H25.7.12)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	おぐらクリニック[CL] (H25.7.1辞退)	医	(H25.7.12)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	たけはらクリニック[CL] (H19.4.30廃止)	医	(H25.9.13)	精査中	架空請求、振替請求	-	-

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消 (相当)年月日	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消 (相当)年月日
大 阪	今林クリニック[CL] (H22.12.28廃止)	医	(H26.2.21)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	たかはし眼科[CL] (H25.7.1辞退)	医	(H25.7.12)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	医療法人優心会 荃村医院 (H24.11.13廃止)	医	(H25.6.11)	26,983千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	荃村 優	H25.6.11
大 阪	医療法人 たつか診療所	医	H25.6.18	3,646千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	遠家 威	H25.6.18
大 阪	山上眼科 (H24.1.20廃止)	医	(H26.2.21)	精査中	監査拒否	山上 敦子	H26.2.21
大 阪	医療法人歯友会 善次歯科 (H25.10.8廃止)	歯	(H25.12.24)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	黒田 猛志	H25.12.24
大 阪	松島歯科医院	歯	H25.12.31	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求	松島 修	H25.12.31
兵 庫	なかのクリニック[CL] (H25.7.1辞退)	医	(H25.7.12)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
兵 庫	やましたクリニック[CL] (H25.10.1辞退)	医	(H25.11.15)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
兵 庫	よねだ眼科[CL] (H25.1.20廃止)	医	(H26.2.21)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
兵 庫	やおクリニック[CL] (H22.10.31廃止)	医	(H25.12.24)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
兵 庫	これのぶ眼科[CL] (H23.7.31廃止)	医	(H25.12.24)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
兵 庫	ふじいクリニック[CL] (H22.12.31廃止)	医	(H25.4.24)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	やましろクリニック[CL] (H19.1.8廃止)	医	(H25.4.24)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	くわしまクリニック[CL] (H20.5.31廃止)	医	(H25.4.24)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	松本歯科医院	歯	H25.6.18	2,941千円	付増請求、振替請求、 二重請求	松本 啓道	H25.6.18
奈 良	東朋香芝病院	医	H25.10.1 【執行停止中】	精査中	虚偽報告	-	-
和 歌 山	みなと眼科[CL] (H22.10.31廃止)	医	(H25.12.24)	精査中	振替請求	-	-
和 歌 山	恵みクリニック	医	H25.9.20	16,803千円	付増請求、その他の請求	西田 宗弘	H25.9.20
鳥 取	米子ハートクリニック	医	H26.3.31	19,755千円	付増請求、振替請求	-	-
岡 山	アイ・カレムクリニック[CL] (H26.1.9辞退)	医	(H26.1.30)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-
岡 山	倉敷森下病院 (H24.1.31廃止)	医	(H25.7.31)	精査中	振替請求、その他の請求	大塚 信夫	H25.7.31
徳 島	よねだ医院[CL] (H25.10.2辞退)	医	(H25.10.16)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
香 川	つばさ歯科医院	歯	H25.12.21	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	奥谷 諭	H25.12.21
愛 媛	久保クリニック	医	H26.2.25	精査中	その他の請求	-	-
福 岡	医療法人 沖永内科クリニック (H25.8.31廃止)	医	(H25.9.9)	2,074千円	付増請求、振替請求	沖永 利親	H25.9.9
福 岡	医療法人明高会 橋本歯科医院	歯	H25.6.5	精査中	監査拒否	橋本 高明	H25.6.5
福 岡	医療法人明高会 徳力歯科医院 (H20.9.30廃止)	歯	(H25.6.5)	精査中	監査拒否	-	-

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等																															
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日																														
福 岡	医療法人明高会 木屋瀬歯科医院 (H20.9.1廃止)	歯	(H25.6.5)	精査中	監査拒否	-	-																														
福 岡	濱野歯科医院	歯	H25.12.16	精査中	架空請求、付増請求、 その他の請求	濱野 みゆき	H25.12.16																														
大 分	後藤薬局下郡店	薬	H25.12.16	1,529千円	架空請求	安東 誠二	H25.12.16																														
鹿 児 島	しばやま歯科 (H24.6.1廃止)	歯	(H25.10.25)	2,400千円	架空請求、付増請求、 振替請求	柴山 真弘	H25.10.25																														
<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">○保険医療機関等</td> <td style="width:15%;">指 定 取 消</td> <td style="width:15%;">指 定 取 消 相 当</td> <td style="width:25%;">○保険医等</td> <td style="width:15%;">登 録 取 消</td> <td style="width:15%;">登 録 取 消 相 当</td> </tr> <tr> <td>医 科</td> <td>7件</td> <td>30件</td> <td>医 師</td> <td>9人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>歯 科</td> <td>12件</td> <td>9件</td> <td>歯 科 医 師</td> <td>16人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>薬 局</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>薬 劑 師</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20件</td> <td>39件</td> <td>計</td> <td>26人</td> <td>0人</td> </tr> </table>								○保険医療機関等	指 定 取 消	指 定 取 消 相 当	○保険医等	登 録 取 消	登 録 取 消 相 当	医 科	7件	30件	医 師	9人	0人	歯 科	12件	9件	歯 科 医 師	16人	0人	薬 局	1件	0件	薬 劑 師	1人	0人	計	20件	39件	計	26人	0人
○保険医療機関等	指 定 取 消	指 定 取 消 相 当	○保険医等	登 録 取 消	登 録 取 消 相 当																																
医 科	7件	30件	医 師	9人	0人																																
歯 科	12件	9件	歯 科 医 師	16人	0人																																
薬 局	1件	0件	薬 劑 師	1人	0人																																
計	20件	39件	計	26人	0人																																

※1 保険医療機関等取消（相当）年月日及び保険医等取消（相当）年月日のうち、括弧書きで記載した年月日については、取消相当年月日である。

※2 返還額は、平成26年10月末に各地方厚生(支)局より報告を受けているものである。

※3 保険医療機関等の名称の後に「[GL.]」を付したものは、いわゆるコンタクトレンズ診療所に係る事案であることを示す。

指導・適時調査の実施状況

1 個別指導

東北厚生局指導部門

年度 県名		平成24年度			平成25年度			平成26年度 【平成27年2月末現在】		
		計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率
青 森	医科	23	21	91.3%	20	12	60.0%	22	21	95.5%
	歯科	24	20	83.3%	24	23	95.8%	24	23	95.8%
	薬局	23	21	91.3%	23	23	100.0%	23	22	95.7%
	県計	70	62	88.6%	67	58	86.6%	69	66	95.7%
岩 手	医科	24	14	58.3%	13	1	7.7%	34	34	100.0%
	歯科	26	14	53.8%	22	11	50.0%	26	26	100.0%
	薬局	22	13	59.1%	14	10	71.4%	22	22	100.0%
	県計	72	41	56.9%	49	22	44.9%	82	82	100.0%
宮 城	医科	50	21	42.0%	59	43	72.9%	38	38	100.0%
	歯科	44	14	31.8%	45	35	77.8%	24	23	95.8%
	薬局	42	30	71.4%	43	43	100.0%	43	43	100.0%
	県計	136	65	47.8%	147	121	82.3%	105	104	99.0%
秋 田	医科	20	20	100.0%	26	26	100.0%	15	15	100.0%
	歯科	19	19	100.0%	19	18	94.7%	20	19	95.0%
	薬局	21	21	100.0%	21	21	100.0%	21	20	95.2%
	県計	60	60	100.0%	66	65	98.5%	56	54	96.4%
山 形	医科	23	22	95.7%	32	32	100.0%	34	32	94.1%
	歯科	20	20	100.0%	21	21	100.0%	21	21	100.0%
	薬局	21	21	100.0%	21	21	100.0%	21	21	100.0%
	県計	64	63	98.4%	74	74	100.0%	76	74	97.4%
福 島	医科	34	29	85.3%	22	19	86.4%	45	44	97.8%
	歯科	40	32	80.0%	6	6	100.0%	34	29	85.3%
	薬局	35	30	85.7%	35	35	100.0%	35	35	100.0%
	県計	109	91	83.5%	63	60	95.2%	114	108	94.7%
合 計	医科	174	127	73.0%	172	133	77.3%	188	184	97.9%
	歯科	173	119	68.8%	137	114	83.2%	149	141	94.6%
	薬局	164	136	82.9%	157	153	97.5%	165	163	98.8%
	合計	511	382	74.8%	466	400	85.8%	502	488	97.2%

指導・適時調査の実施状況

2 新規個別指導

東北厚生局指導部門

県名	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度 【平成27年2月末現在】		
		計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率
青森	医科	13	5	38.5%	27	17	63.0%	15	15	100.0%
	歯科	14	8	57.1%	12	9	75.0%	11	11	100.0%
	薬局	21	20	95.2%	18	17	94.4%	26	26	100.0%
	県計	48	33	68.8%	57	43	75.4%	52	52	100.0%
岩手	医科	3	3	100.0%	14	10	71.4%	19	19	100.0%
	歯科	7	7	100.0%	14	14	100.0%	9	8	88.9%
	薬局	10	10	100.0%	17	17	100.0%	15	15	100.0%
	県計	20	20	100.0%	45	41	91.1%	43	42	97.7%
宮城	医科	85	46	54.1%	41	39	95.1%	36	36	100.0%
	歯科	45	32	71.1%	25	24	96.0%	45	45	100.0%
	薬局	88	72	81.8%	54	54	100.0%	40	40	100.0%
	県計	218	150	68.8%	120	117	97.5%	121	121	100.0%
秋田	医科	22	21	95.5%	16	17	106.3%	2	2	100.0%
	歯科	5	5	100.0%	10	10	100.0%	10	9	90.0%
	薬局	16	16	100.0%	25	25	100.0%	15	15	100.0%
	県計	43	42	97.7%	51	52	102.0%	27	26	96.3%
山形	医科	17	17	100.0%	17	17	100.0%	14	14	100.0%
	歯科	6	6	100.0%	8	8	100.0%	8	8	100.0%
	薬局	19	19	100.0%	29	29	100.0%	25	25	100.0%
	県計	42	42	100.0%	54	54	100.0%	47	47	100.0%
福島	医科	12	11	91.7%	23	21	91.3%	16	16	100.0%
	歯科	4	4	100.0%	9	9	100.0%	7	7	100.0%
	薬局	24	24	100.0%	29	29	100.0%	31	31	100.0%
	県計	40	39	97.5%	61	59	96.7%	54	54	100.0%
合計	医科	152	103	67.8%	138	121	87.7%	102	102	100.0%
	歯科	81	62	76.5%	78	74	94.9%	90	88	97.8%
	薬局	178	161	90.4%	172	171	99.4%	152	152	100.0%
	合計	411	326	79.3%	388	366	94.3%	344	342	99.4%

※平成26年度の計画件数については、2月末時点における計画件数

指導・適時調査の実施状況

3 集团的個別指導

東北厚生局指導部門

県名	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度 【平成27年2月末現在】		
		計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率
青森	医科	35	34	97.1%	41	40	97.6%	40	38	95.0%
	歯科	48	47	97.9%	47	42	89.4%	47	44	93.6%
	薬局	46	46	100.0%	45	45	100.0%	46	45	97.8%
	県計	129	127	98.4%	133	127	95.5%	133	127	95.5%
岩手	医科	58	49	84.5%	49	48	98.0%	35	34	97.1%
	歯科	50	38	76.0%	51	48	94.1%	51	51	100.0%
	薬局	46	40	87.0%	46	45	97.8%	45	45	100.0%
	県計	154	127	82.5%	146	141	96.6%	131	130	99.2%
宮城	医科	86	72	83.7%	85	84	98.8%	60	59	98.3%
	歯科	85	55	64.7%	87	86	98.9%	88	85	96.6%
	薬局	82	65	79.3%	85	83	97.6%	86	83	96.5%
	県計	253	192	75.9%	257	253	98.4%	234	227	97.0%
秋田	医科	27	26	96.3%	32	32	100.0%	43	41	95.3%
	歯科	28	28	100.0%	36	36	100.0%	37	37	100.0%
	薬局	42	40	95.2%	43	42	97.7%	42	40	95.2%
	県計	97	94	96.9%	111	110	99.1%	122	118	96.7%
山形	医科	45	41	91.1%	33	33	100.0%	32	31	96.9%
	歯科	36	33	91.7%	41	40	97.6%	41	39	95.1%
	薬局	42	39	92.9%	43	42	97.7%	43	43	100.0%
	県計	123	113	91.9%	117	115	98.3%	116	113	97.4%
福島	医科	97	86	88.7%	66	64	97.0%	42	41	97.6%
	歯科	74	59	79.7%	73	73	100.0%	73	71	97.3%
	薬局	66	56	84.8%	67	65	97.0%	67	66	98.5%
	県計	237	201	84.8%	206	202	98.1%	182	178	97.8%
合計	医科	348	308	88.5%	306	301	98.4%	252	244	96.8%
	歯科	321	260	81.0%	335	325	97.0%	337	327	97.0%
	薬局	324	286	88.3%	329	322	97.9%	329	322	97.9%
	合計	993	854	86.0%	970	948	97.7%	918	893	97.3%

指導・適時調査の実施状況

4 適時調査

東北厚生局指導部門

年度 県名	平成24年度			平成25年度			平成26年度 【平成27年2月末現在】		
	計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率	計画件数	実施件数	実施率
青森	50	44	88.0%	49	47	95.9%	49	47	95.9%
岩手	45	45	100.0%	46	44	95.7%	49	48	98.0%
宮城	70	70	100.0%	70	70	100.0%	70	63	90.0%
秋田	35	34	97.1%	39	39	100.0%	32	32	100.0%
山形	34	34	100.0%	36	36	100.0%	39	39	100.0%
福島	60	62	103.3%	64	64	100.0%	64	58	90.6%
合計	294	289	98.3%	304	300	98.7%	303	287	94.7%

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

- 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自主点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。(ただし、新規個別指導については、指導時に指摘した金額のみ)

本資料(※「9. 保険医療機関等取消等状況」を除く。)における返還金額は、例えば指導に関するものであれば、次の額の合計額となる。

- 平成25年度に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成26年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの
- 平成24年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成26年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの

※「9. 保険医療機関等取消等状況」における返還金額は、当該資料の※2のとおり。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集团的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集团的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約400種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。

本資料における監査件数(人数)は、平成25年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。